



令和7年度 佐賀県武雄市 観光客誘致対策助成金 のご案内

各種会議や大会等の開催で武雄市内宿泊の団体と、大会や修学旅行等の市内宿泊斡旋の旅行者への助成金

条件

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

- 大会等（学会・総会・研修会各種会議・各種スポーツ大会・同窓会・合宿等）
- 修学旅行 ※旅行業法による第1種、第2種の旅行者のみ申請可



武雄市内に延べ10泊以上の宿泊（例：10名様以上で1泊、5名様で2泊など）

助成金が支払われないもの

- ・国もしくは地方公共団体が主催するもの
- ・本市から他の補助を受けて開催されるもの
- ・政治・宗教団体が主催、共催するもの
- ・営利を目的として催されるもの
- ・その他助成金交付にふさわしくないもの

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

予算に限りがあるため、必ず申請前の相談をお願いします。（事前の相談が無い場合は対象外となることがあります）

助成金額

申請者が団体の場合

@ 500円 × 宿泊延べ人数 ※限度額 50,000円、1団体（事業部・支部）2回まで
 宿泊延べ人数に500円を乗じた額をお支払いします。（例）500円×50泊=25,000円

申請者が旅行者の場合 ※旅行業法による第1種、第2種の旅行者

※1対象となる立寄り施設は、施設リストをご参照ください。

◆ 大会等斡旋・修学旅行等とともに、市内立ち寄り施設※1カ所以上の利用が条件

@ 500円 × 宿泊延べ人数 ※限度額 50,000円、1事業者（事業部・支部）2回まで
 宿泊延べ人数に500円を乗じた額をお支払いします。（例）500円×50泊=25,000円

申請書類

申請は宿泊の7日前までに、請求は宿泊が完了してから20日以内に郵送で行って下さい。

応募
フロー

※事前相談 → A 申請 → 交付決定 → 宿泊 → B 実績報告 → 確定通知・お支払い

※支払時期は原則「請求書」の受領後、30日以内。

団体様の場合

旅行者様 大会等斡旋の場合

旅行者様 修学旅行斡旋の場合

A	①助成金交付申請書		
	②式次第や開催冊子等		③行程表
B	④実績報告書	⑤助成金交付請求書（申請者と振込み口座名義人は同一）	⑥宿泊証明書（宿泊先が発行）
		⑦斡旋証明（契約書等の写し）	⑧立寄り証明（施設リストを参照）

申請書等の様式は、武雄市のホームページからダウンロードできます。<http://www.city.takeo.lg.jp/>